

第20号議案

島根県情報公開条例の一部を改正する条例

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第36条の2」に改める。

第2条第1項中「並びに」を「、」に改め、「。）」の次に「並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加える。

第7条第2号ウ中「地方独立行政法人」の次に「及び公社」を加え、同条第3号中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び公社」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第5号中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人又は公社」に改め、同条第6号オ中「若しくは地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人若しくは公社」に改める。

第19条の見出し中「地方独立行政法人」の次に「又は公社」を加え、同条中「設立した地方独立行政法人」及び「又は当該地方独立行政法人」の次に「若しくは公社」を、「、当該地方独立行政法人」の次に「又は公社」を加える。

第5章中第37条の前に次の1条を加える。

（公社における公文書の管理）

第36条の2 公社は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県情報公開条例の規定（同条例第2条第1項に

規定する公社に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書(同条第2項の公文書をいう。)について適用する。